質問に対する回答

質問項目	質問内容	回答
実施要領 3(4)委託期間	◆「月額基本手数料30,000円/月」とございます。 弊社では、企業コードと呼称する区切りの数に連動して月額基本料金が発生します。 仕様を満たすためには、最低でも「税」「料」それぞれ1コードずつを使用します。 30,000円という金額は、これらすべてを総括しての上限金額という理解になりますでしょうか？	御認識のとおりです。
実施要領 4(11)	◆収納代行事業において、大多数は「ア」の形態をとっています。 「イ」「ウ」の三者間形態は少数派ゆえに、コンビニ本部様・キャッシュレス決済事業者が契約締結に応じるかどうかを事前確認する必要があります。また、あくまでも二者間で、と応じられずにトラブルに発展する可能性もあるため、弊社としては積極的に推進しておりません。 「ア」の二者間の形態にてご検討お願いできませんでしょうか。	連携するコンビニ及びキャッシュレス事業者と当該委託契約と地方公共団体等と契約することについて、予め包括的に承認（同意）を取っている場合は、二者間の形態で差し支えありません。
実施要領 4(17)	◆この文面は、コンビニ本部様やキャッシュレス事業者様ではなく、あくまでも受託者(弊社)を指している認識でよろしいでしょうか？	御認識のとおりです。
仕様書 3　収納代行業務に係る手数料等	◆(1)①について、弊社様式の利用にて差し支えございませんでしょうか？コンビニ本部・キャッシュレス事業者ごとの収納件数・金額が載っています。 ※サンプル添付します	差し支えありません。

仕様書 4　収納取扱店における収納代行業務の方法	◆(1)エ「納付書を収納取扱店で保管」について、一部のコンビニ本部では紛失盗難等のリスクを抑えるため、納付書（店舗控＝原符）を1か月に1～2度の頻度で本部に送り、本部の倉庫で一括保管している状況です。 「収納取扱店”等”」といった文言に修正は可能でしょうか。	仕様書４（１）エ　「収納取扱店」を「収納取扱店等」に修正します。
仕様書 7　収納代行業務予定表の作成	◆(1)アについて 弊社では各種データの送信を銀行営業日に行っておりますが、ご記載の内容と一致している認識で差し支えございませんでしょうか？	御認識のとおりです。
仕様書 14　損害賠償	◆(1)について、コンビニ本部様・キャッシュレス事業者様と弊社の間には資本や人的関係が全くないため、万が一の経営破綻等による、その時点で滞留している収納金の弊社による補填（損害賠償）は免責とさせていただいています。 代替案として、年に1度程度各社の経営状況を確認し、経営状況に著しい懸念がある先については、その事業者との契約を打ち切る対応を行います。 この方法にてご了承お願いできますでしょうか。	収納取扱店の事故等による場合は、コンビニ本部、キャッシュレス事業者又は収納代行業者の責任で補填すること。 コンビニ本部及びキャッシュレス事業者については、収納代行業者が責任をもって各コンビニ本部等の経営状況をチェックし、その上で不測の事態が発生した場合は、免責とする。